

リスク管理体制・検査体制・法令等遵守・金融ADR対応等について

当金庫の最たる財産はお客様から頂いているご信頼・信用です。さらにご信頼・信用を頂くためには、法令等を遵守いたしますとともに、多様化・複雑化するリスクを適時適切に管理・対応し、もって経営の健全性維持及び向上を図ることが不可欠と考えています。

こうした観点から、当金庫では、理事長直属の監査室を設置し、本部各部署並びに営業店の各種リスク管理規程・要領等の整備・管理状況等について、公正かつ客観的な立場で調査点検を行い、その結果を遅滞なく適切に理事長や経営陣へ報告するなど、不正や不祥事の未然防止等に努めています。

リスク内容、リスク管理方針、運営体制等は次のとおりです。

■経営管理(ガバナンス)態勢 ー 基本的要素ー

当金庫では、業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等のお客様保護を確保するとともに金融の円滑化を図るために、適切な経営管理(ガバナンス)のもと、経営相談等をはじめとした金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行う等、全職員に対して内部管理的重要性を強調・明示する風土の醸成に努めています。

■金融円滑化管理態勢

健全な事業を営んでおられるお客様に必要な資金を持続的・安定的に供給することは、当金庫最大の地域貢献策と位置付けています。中小企業者の方々に対する信用供与については、その特性及び事業状況を勘案しながら、課題克服や問題解決の方策をアドバイス、ご提案する等、コンサルティング機能の発揮に努めますとともに、できる限り柔軟なお取扱いをするよう申し合わせております。

なお、事業資金に関する債務の弁済に係る負担軽減のお申出があつた場合は、改善や再生可能性その他の状況を勘案し、経営改善計画作成の支援等を含めた継続的なコンサルティング機能の発揮に努めますとともに、最大限可能な措置を講じるよう態勢整備しております。同様に、住宅資金をご利用のお客様から債務の弁済に係る負担軽減のお申出があつた場合もできる限りの必要な措置を取るよう努めています。

また、平成25年3月末「金融円滑化法」期限到来後も、この態勢の維持、強化充実を図っています。

■法令等遵守態勢

金融機関にとって法令等遵守態勢の整備・確立は、その業務の健全性及び適切性を確保するための重要な取組み課題です。当金庫では、法令等遵守に係る基本方針を決定し、組織体制の整備を行う等、業務の適法な運営に万全を期しています。なお、方針や運営体制等については次ページに掲載しています。

■顧客保護等管理態勢

お客様の保護及び利便向上の観点から、次の①～⑥について主管部署及び担当部署を決め、管理方針や規程等を整備する等、重点的にお客様保護等の管理を行っています。

①取引において、お客様への説明が適切かつ充分に行われることの確保、②お客様からのお問合せ・相談・要望及び苦情への対処を適切に行うことの確保、③個人情報の適切な管理の確保、④外部委託先における業務遂行の的確性確保及び個人情報管理の適切な実施の確保、⑤利益相反管理の適切な確保、⑥その他お客様保護や利便向上に必要な業務管理の確保

■統合的リスク管理態勢

当金庫の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、リスク・カテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行っています。

■自己資本管理態勢

自己資本の管理については、自己資本比率計算を正確に行う態勢の整備や自己資本充実度の管理を適切に行う態勢の整備及びその機能発揮により、実効を確保しております。

■信用リスク管理態勢

当金庫では、与信業務の指針として毎期「融資方針」を決定し、役職員へ理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っています。また、貸出条件緩和債権の理論値算出の精度向上のため、担保評価システムを導入しています。

■資産査定管理態勢

資産査定では、当金庫の保有する資産を個別に検証して、回収の危険性または価値の毀損の危険性度合いによって区分しており、自己査定と呼んでいます。自己査定は、信用リスクを管理する手段であるとともに、適正な償却・引当を行いうための準備作業であり、査定結果に基づき貸倒等の実態を踏まえ債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積る管理態勢を整備しています。

■市場リスク管理態勢

当金庫では、「金利リスク」や「価格変動リスク」等の市場リスクに適切に対応するため主管部署を設置し日常的に管理しています。その報告については、経営企画会議等を開催し、経済情勢や金利動向等をもとに運用・調達の方向性等を協議・検討、その結果を意思決定機関に諮り、方針決定しています。

■流動性リスク管理態勢

当金庫の流動性リスク管理は、〈資金繰りリスク〉と〈市場流動性リスク〉を対象としています。当金庫では、地域内の資金需要に充分対応しながら適切な資金バランスを維持し、業界団体である信金中央金庫等へ支払準備金を預けし流動性リスクに関する管理態勢を確保しています。

■オペレーション・リスク管理態勢

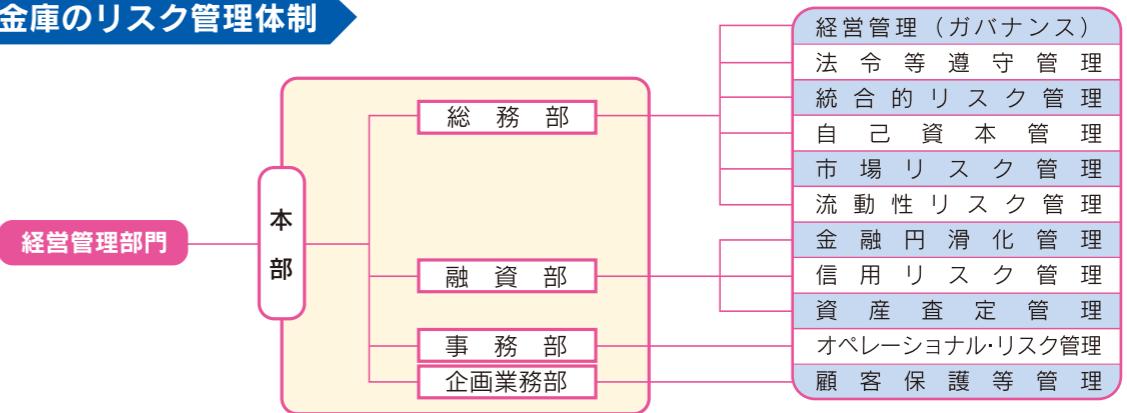
事務リスク、システム・リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに類型化し、それぞれのリスク管理毎に主管部署及び担当部署を定め、データや情報の把握・分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止並びに発生時の影響度の極小化に取組んでいます。

当金庫のリスク管理方針について

金融の自由化・グローバル化、IT技術の進展やお客様のニーズの多様化に伴って取扱商品が増えています。また、金融機関の資金運用、調達手段やその業務も多様化・複雑化しており、これにより発生する様々なリスクについて、金融機関は適時適切に管理する必要があります。平成26年3月末から適用された新たな自己資本比率規制(バーゼルIII)では、金融機関の健全性確保、金融仲介機能の発揮を念頭に置き、従来の最低自己資本比率(4%)を維持しつつ、地域経済への影響や業態の特性を勘案しながら自己資本の質の向上を求められています。

当金庫では、このような時代の要請に合わせたリスク管理体制の強化充実に組込み、経営の健全性確保並びに収益向上を図る観点から、各業務遂行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握し改善していくためのリスク管理に関する体制整備を行い、リスクの特定とリスク・カテゴリー毎に計測したリスクを統合的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法による自己管理型の統合的リスク管理体制を構築しています。

当金庫のリスク管理体制



法令等遵守(コンプライアンス)に対する基本方針及び運営体制

1. 役職員が遵守すべき倫理規範および行動基準を示した「天草信用金庫行動綱領」を策定しています。
2. お客様の保護および利便性の向上に向けて、役職員が遵守すべき「顧客保護等管理方針」を策定しています。
3. コンプライアンスの具体的な実践計画として、「コンプライアンス実施計画表(プログラム)」を年度ごとに策定しています。
4. 遵守すべきルールを明確にするために法令等遵守の具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に配布しています。
5. コンプライアンス統括部署および関連部署を定め、それぞれの役目を明確にするとともに、全部店にコンプライアンス責任者および担当者を配置しています。
6. 役職員に対する研修会、職能研修、各部店における勉強会を実施し、コンプライアンス教育の強化を図っています。
7. 監査室の監査項目の中にコンプライアンスに関する項目を盛り込み、法令等遵守態勢が適切に機能しているかについてチェックを行っています。
8. コンプライアンス違反があつた場合は、すみやかに各部室から事故・不祥事件等にかかる報告を求め、それにもとづく適切な対策を講じ、再発防止に努めるほか、報告方法の中にホットライン制度(内部通報制度)を設けており、内部通報者の保護についても明確化しています。

金融ADR制度への対応

金融ADR制度(きんゆうエーティーアール)とは、「裁判によらずに金融に関する紛争・苦情を解決していくとする」制度です。これは、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により定められ、その行為規制について平成22年10月1日に施行されております。

当金庫では、金融ADR制度の法整備を踏まえ、次の外部機関等と指定紛争解決機関の手続実施基本契約を締結しております。

根拠(信用金庫が銀行法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称)

★熊本県弁護士会紛争解決センター(096-325-0913) 午前9:00～午後5:00

★東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の運営する「仲裁センター等」

なお、当金庫は、この金融ADR制度だけに頼って安易に紛争の申立てを行うのではなく、可能な限りお客様のご理解・ご納得を頂けますよう、まずは当金庫自ら主体的かつ適宜適切に対応いたしますことを、基本としております。